

○農林水産省告示第二千八十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年九月十九日

農林水産大臣 齋藤 健

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
新潟県見附市	平成三十年十月一日
長野県伊那市	平成三十一年一月四日
福井県福井市	平成三十一年四月一日